成人用肺炎球菌予防接種の助成をします

▶対象　町民で接種を希望する方で、下記の年齢になる方
※これまで肺炎球菌ワクチンを接種したことのない方に限ります。
①平成29年度に以下の年齢になる方

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和27年４月２日～昭和28年４月１日	85歳	昭和７年４月２日～昭和８年４月１日
70歳	昭和22年４月２日～昭和23年４月１日	90歳	昭和２年４月２日～昭和３年４月１日
75歳	昭和17年４月２日～昭和18年４月１日	95歳	大正11年４月２日～大正12年４月１日
80歳	昭和12年４月２日～昭和13年４月１日	100歳	大正６年４月２日～大正７年４月１日

②接種日に60歳から64歳で心臓、腎臓、または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいを有する方、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する方（接種前にご連絡ください。）

▶自己負担　3,000円（生活保護世帯は無料）

▶接種方法

対象者に個別通知と専用予診票が郵送されます。接種を希望する方は、下記の町内指定医療機関に予約し接種を受けてください。

町内指定医療機関名	電話番号	町内指定医療機関名	生年月日
景山医院（錦町）	㊟54-2350	おち小児科（札内新北町）	㊟56-5522
緑町クリニック（緑町）	㊟54-6900	柏木内科医院（札内青葉町）	㊟56-5151
忠類診療所（忠類幸町）	㊠８-2053	札内北クリニック（札内共栄町）	㊟20-7750
十勝の杜病院（千住）	㊟56-8811	さつない耳鼻咽喉科（札内北栄町）	㊟21-4187

※予診票を紛失した方は再発行しますのでお問い合わせください。予診票がないと接種できません。

▶接種期間　平成29年６月１日㊍～平成30年３月31日㊏

▶償還払い申請

指定以外の医療機関で受ける場合は、償還払いの申請を提出すると、後日払い戻すことができますのでお問い合わせください。上記期間中の接種に限り、平成30年4月27日㊎まで償還払い申請を受け付けます。

問保健課健康推進係（☎㊟54-3811）／忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿内☎㊠８-2910）

がん検診無料クーポン券をご活用ください

国のがん検診推進事業により、町では子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診について、対象年齢の方に「がん検診無料クーポン券（以下無料クーポン券）」を郵送します。無料クーポン券を活用してがん検診を受けるきっかけにしてください。

▶対象　町民で、平成29年度に以下の年齢になる方

無料クーポンの種類	年齢	生年月日
子宮頸がん検診（女性のみ）	21歳	平成８年４月２日～平成９年４月１日
	26歳	平成３年４月２日～平成４年４月１日
乳がん検診（女性のみ）	40歳	昭和52年４月２日～昭和53年４月１日
大腸がん検診（男女）	41歳	昭和51年４月２日～昭和52年４月１日

※上記対象者で無料クーポンが届いていない方は、お手数ですが健康推進係までご連絡ください。

▶転入された方

平成29年４月21日以降に町内に転入された方は、前住所で発行された無料クーポン券と引き換えに、町の無料クーポン券を発行します。詳しくは健康推進係までご連絡ください。

▶無料クーポン券を紛失された方

紛失された場合は再発行しますので、受診前に健康推進係までご連絡ください。

▶受診の方法

スマイル検診等で使用できます。郵送した案内やリーフレットをご覧いただくか、健康推進係までお問い合わせください。

問保健課健康推進係（☎㊟54-3811）　✉kenkosuishinkakari@town.makubetsu.lg.jp

もしもに備えよう 防災ナビ vol.04

テーマ　自助・共助・公助の連携

問防災環境課 防災危機管理係（☎㊟54-6601）

自助・共助・公助の役割を知りましょう

一般的に、災害時の助けとなるものの割合は、「**自助（自らの避難や家族での助け合い）＝70%**」、「**共助（隣近所での助け合い）＝20%**」、「**公助（消防・警察・自衛隊等による救助）＝10%**」と言われています。

さらに、災害の規模が大きくなればなるほど、行政の対応力は小さくなり、自助・共助の重要性が増大します。実際、阪神・淡路大震災においても、家屋の倒壊による生き埋めや閉じ込められた際に救助を必要とした方のうち、約98%もの方が、自助や共助によって救助されました。

災害による被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助の役割を知り、それぞれが災害対応力を高め、連携することが大切です。

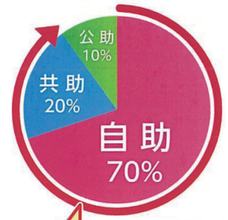

個人・家庭など
自助

「自らの安全は、自らが守る」これが、防災の基本です。
自分の手で自分・家族・財産を助ける備えと行動を「自助」と呼びます。
普段から災害に関する知識を身につけ、災害を正しく理解し、何を備えておけばよいかを考え、災害に対する準備をしておきましょう。

隣近所・事業所などの地域コミュニティ
共助

「わがまちは、わが手で守る」これが、地域を守るための最も効果的な方法です。近隣の皆さんと協力して地域を守る備えと行動を「共助」と呼びます。
地域が昔はどんな場所だったか、どのような災害が起きたかなどの地域の特性は、昔からその地域に住んでいる方がよくご存知です。地域で自主防災組織を結成し、地域の特性を理解したうえで、地域で災害に備えましょう。

行政組織
公助

町をはじめ、消防・警察・国・北海道といった行政機関、ライフライン各社をはじめとした公共企業、こうした機関の応急対策活動を「公助」と呼びます。
各機関とも、災害の発生からできるだけ早く応急対策活動が行えるよう、備えています。

自助・共助・公助の連携と協働

自分を中心に考えると、災害の直後、自分を守るのは、自助の力です。
自分ひとりでは対応できない状況になったとき、頼ることができるのは、共助です。それは同時に、自分が可能ならば共助に参加する意識が前提となります。
そして、公助とともに、状況を安定させ、復旧・復興へと向かいます。
公助が活動を始めても、その援助の手が、円滑に私たち一人ひとりのもとに届くためには、共助との連携が効果的です。こうした連携が、地域、そして自分の被害を最小限に抑え、早期に復旧・復興するために必要なことです。

▶災害時の協定について

４月１日に、サントリービバレッジソリューション株式会社と災害時における飲料の提供、災害時用備蓄飲料の提供など、町民の安心・安全を確保することを目的として協定を締結しました。
また、４月28日には、災害等から町民の生命、身体及び財産を守るために行う協力活動に関して、市町村職員年金者連盟幕別分会と協定を締結しました。今後も地域事業者との連携を推進し、防災力強化に努めていきます。

後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成29年度の保険料等について～

▶６月に保険料額を個別にお知らせします

《保険料の計算方法》

均等割【１人当たりの額】49,809円	＋	所得割【被保険者本人の所得に応じた額】（平成28年中の所得－33万円）×10.51%	＝	１年間の保険料【限度額57万円】（100円未満切り捨て）

※１年間の保険料の上限額は57万円です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減
※軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに１５万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得０円（年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	９割軽減	【年額】 4,980円
33万円	８.５割軽減	【年額】 7,471円
33万円＋（27万円×世帯の被保険者数）	５割軽減	【年額】 24,904円
33万円＋（49万円×世帯の被保険者数）	２割軽減	【年額】 39,847円

②所得割の軽減
※被保険者個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	２割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減
この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が７割軽減となります。
※所得の状況により、均等割の軽減割合が９割、または８.５割に該当することがあります。
※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

◆保険料の減免

保険料の支払いが困難な場合は、住民生活課国保医療係へご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

◆保険料の支払方法

保険料の支払いは、「年金からの支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。
※「口座振替」を希望される方は、住民生活課国保医療係へお申し出ください。なお、「年金からの支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。
※税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。（年金からの支払いの場合、支払いただくご本人の社会保険料控除の対象になります。）

▶ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。
ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。「希望カード」が必要な方は住民生活課国保医療係までお問い合わせください。

▶病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

問 北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）／住民生活課国保医療係（☎㊕54-6602）

各種町税の納期のお知らせ

6月16日㊎から30日㊎は、固定資産税、町道民税、軽自動車税、国民健康保険税の第１期納期です。
第２期以降の各種町税の納期は、下記のとおりですのでご確認ください。 問 税務課収納係（☎㊕54-6603）

期間	固定資産税	町道民税	軽自動車税	国民健康保険税
６月16日㊎～６月30日㊎	第１期	第１期	第１期	第１期
７月18日㊋～７月31日㊊				第２期
８月16日㊌～８月31日㊍	第２期	第２期		第３期
９月19日㊋～10月２日㊊				第４期
10月16日㊊～10月31日㊋	第３期	第３期		第５期
11月16日㊍～11月30日㊍				第６期
12月１日㊎～12月25日㊊	第４期	第４期		第７期
１月16日㊋～１月31日㊌				第８期

町税・使用料等の口座振替日のお知らせ

町税・使用料等の支払いは簡単便利な「口座振替」をご利用ください。
口座振替をご希望の方は、役場税務課収納係(TEL【幕】54-6603)まで連絡いただくか、口座のある金融機関窓口で手続きしてください。 問 税務課収納係（☎㊕54-6603）

区分	口座振替日			
固定資産税、町道民税（普通徴収）、下水道受益者負担金	第１期	第２期	第３期	第４期
	６月30日㊎	８月31日㊍	10月31日㊋	12月25日㊊
国民健康保険税（普通徴収） 後期高齢者医療保険料（普通徴収） 介護保険料（普通徴収）	第１期	第２期	第３期	第４期
	６月30日㊎	７月31日㊊	８月31日㊍	10月２日㊊
	第５期	第６期	第７期	第８期
	10月31日㊋	11月30日㊍	12月25日㊊	１月31日㊌
軽自動車税	６月30日㊎	第１期のみ		
学校給食費	５月以降の毎月末	※月末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日。 12月末の引落しは翌年１月９日㊋です。		
上下水道使用料、個別排水処理施設使用料、公営住宅料、教員住宅料、常設保育料、へき地保育料、幼稚園保育料、学童保育料	毎月末			

各種町税の減免のお知らせ

平成29年度において、経済的な理由により納税に困難な事情などがあるときは、その状況に応じて町税の減免を受けられる場合があります。該当する場合は、納期限の７日前までに減免申請の手続きが必要ですので、詳細については、各担当係に問い合わせください。

事由	対象となる税目
災害などにより所得が皆無となり、生活が困難となった場合	町道民税、国民健康保険税
生活保護を受けた場合	町道民税、固定資産税
一定の障がいがある方が、軽自動車などを所有する場合	軽自動車税（詳細は次のとおり）

▶軽自動車税の減免申請について

◆対象となる車両
①身体もしくは精神に障がいがあり、歩行の困難な方が所有する車両
②身体もしくは精神に障がいがある方と生計を一にする方が所有する車両
③その構造が、もっぱら障がい者の利用に供するためのものである車両
◆対象となる障がいの範囲
①身体障害者手帳の交付を受けている方（障がいの区分や級により該当にならない場合があります。）
②療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方
③知的障害者更生相談所または児童相談所の交付する判定書により知的障がいがあると認められる方
④精神保健指定医の診断書により、精神に障がいがあると認められる方

問 町道民税　税務課住民税係（☎㊕54-6604）／固定資産税・軽自動車税　税務課資産税係（☎㊕54-6604）
国民健康保険税　住民生活課国保医療係（☎㊕54-6602）